

## 専決処分の不承認となった「令和6年度阿蘇市 一般会計補正予算（第4号）」について

令和6年10月22日に開催された令和6年第6回阿蘇市議会臨時会において、不承認となった「専決処分した令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）」について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下『法』という。）第179条第4項の規定に基づき、「必要と認める措置」として、その経過及び専決処分に至った理由等について、以下のとおりお知らせします。

令和6年11月15日

阿蘇市長 佐藤 義興

### 1. 専決処分の内容等

令和6年第6回阿蘇市議会臨時会において、市議会に報告し承認を求めた「専決処分した令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第4号）」は、弁護士委託料として6,730千円を計上したもので、その内訳は

- ① 損害賠償履行請求事件（住民訴訟）に係る福岡高等裁判所の控訴審に伴う弁護士委託料6,080千円
- ② 職員の不正アクセス禁止法違反に際し、刑事訴訟法第239条第2項（公務員の告発義務）に基づき、告発するための法的対応、手続き等に係る弁護士委託料650千円

です。

その詳細として、

#### ① 控訴審に伴う弁護士委託料6,080千円について

令和6年9月6日、阿蘇市長を被告とする「損害賠償履行請求事件（住民訴訟）」に係る熊本地方裁判所の判決（一部敗訴）について、その判断は、認定事実を含め、「地方自治法」ほか「国家賠償法」、「民法」の論理構成に不合理な点等があり、今後の地方行政の健全な発展、他の地方自治体に与える影響も鑑み、控訴審で争うべきとの結論に至り、福岡高等裁判所の控訴審に係る弁護士委託料6,080千円を計上したものです。

② 職員の刑事告発するための法的対応、手続き等に係る弁護士委託料 650 千円

戸籍総合システムへの不正アクセス等で懲戒処分（令和 6 年 8 月 30 日付）とした職員の不正アクセス禁止法違反について、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に規定の「公務員の告発義務」に基づき、告発するための法的対応、手続き等に係る弁護士委託料 650 千円を計上したものです。

2. 専決処分に至るまでの経緯

① について

控訴に係る弁護士費用は、令和 6 年 9 月 13 日、判決正本を受理、控訴期限である同年 9 月 27 日までに控訴の是非を判断する必要があり、訴訟代理人及び顧問弁護士の意見、市幹部による協議の結果、同年 9 月 25 日、控訴を決定したものであり、速やかに訴訟代理人との委任契約を締結し、控訴状の作成、提出を要する必要があったこと。

② について

告発に係る費用は、懲戒処分（令和 6 年 8 月 30 日付）に至った被処分者の行為が不正アクセス禁止法に違反するものであることから、刑事訴訟法第 239 条第 2 項に基づく告発の正当性、合理性について、顧問弁護士との慎重な協議を重ね、告発の判断に至るとともに、直ちに法的手続きに着手すべきと決定されたこと。

① ②共通として、

- ・臨時会招集に係るこれまでの阿蘇市議会の慣例（1 週間前の招集告示及び議会運営委員会開催）に基づき臨時会を招集し補正予算を審議いただくことは、日程的な制約により困難であったこと。（福岡高裁への控訴期限（9 月 27 日）に対し、執行部としての方針決定日（9 月 25 日）、また、告発にあたっては早急に着手すべきであったこと。）
- ・これらのことから、法第 179 条第 1 項に規定する専決処分のうち、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」ものと判断、地方自治法の規定に基づき、長の権限としてやむを得ず、同年 9 月 25 日付けで専決処分を行ったものです。

### 3. 専決処分後の議会報告及び審査結果

専決処分を行った場合は、法第 179 条第 3 項に「次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。」とされています。

令和 6 年 10 月 22 日、議決に付すべき工事請負契約の締結事件を審議するため招集された令和 6 年第 6 回阿蘇市議会臨時会において、本件に係る専決処分を報告するとともに、その承認を求めましたが、質疑、討論を経て、「不承認」となりました。

### 4. 専決処分の不承認に伴う措置

採決の結果、今回の専決処分は「不承認」とはなりましたものの、地方自治法の規定に基づき、長の権限として行った処分であり、その処分の効力に影響はありません。

しかしながら、法第 179 条第 4 項には、「予算に関する措置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない」と規定されていることから、令和 6 年 11 月 15 日付けで、文書にて報告を行いました。

今回の専決処分にあたり、執行機関の市長及び補助機関の関係幹部職員は、専決処分の厳格な取扱いを前提に臨時会招集を含め議論を尽くし、市長の執行権、制度の範囲において、専決処分を選択したものでありますが、採決の結果「不承認」となったことを、深く受け止めております。

必要と認める措置については、特段の措置を講ずるものではありませんが、これまでどおり、市政運営の円滑な推進に向け、公正かつ適正な事務執行に努めるものとなります。

市民の皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

## 関係法令

### 【地方自治法】

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

- ② 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。
- ③ 前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。
- ④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

### 【刑事訴訟法】

第 239 条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

- ② 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。